## 市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(平成12年4月12日構造改革推進室決定)

法 令 名	地方自治法 根 拠 条 項 第286条第1項
許認可等の内容	一部事務組合の組織、事務及び規約の変更に係る許可
法令の定め	一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは 共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとす るときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入 するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の 許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4 号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しよう とするときは、この限りでない。
許認可等の基 準	1 変更許可申請に至るまでの手続きが適法に行われていること。 2 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、事務の変更及び規約の変更が著しく不適当でないこと。
標準処理期間	総期間 20日 (注:休日は含まない)   経由機関 日 [機関名:   協議機関 日 [機関名:   処分機関 20日 [機関名:総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課]
所 管 部 課	総合政策部地域行政局市町村課(行政係) (内線 23-528)
備考	・2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものについては、総期間24日、経由機関4日(地域創生部地域政策課)、処分期間20日(総合政策部地域行政局市町村課)